



第 555 号 令和 6 年 10 月 1 日
発行所 京都市学校医会
京都市中京区間之町通竹屋町下ル
楠町 601-1 こどもみらい館 2 階
T E L (075) 256-0351
F A X (075) 241-3568
発行人 井 本 雅 美

学校医（産業医・健康管理医）の仕事

～長時間勤務を行う教職員への医師による面談（面接）指導について～

会 長 井 本 雅 美

教職員50人以上の学校においては、労働安全衛生法により産業医の選任が義務付けられています。

京都市においては、教職員50人以上の学校は25校あり、当該校の学校医が「産業医」として選任され（当該校の学校医が産業医の資格を有していない場合は産業医資格を有する他校の学校医を「総括産業医」として産業医に選任）、① 教職員の健康管理（健康診断の事後措置、健康相談、長時間勤務の教職員への面接）② 職場巡視 ③ 安全衛生委員会への参加 ④ ストレスチェック医師面接指導、などの職務を担います。

教職員50人未満の学校においては産業医の選任義務はありませんが、京都市では学校医を教職員の「健康管理医」として任命し、教職員の健康管理を実施しなければなりません。

すなわち、すべての学校医は、長時間勤務を行う教職員への医師による面談（面接）指導を求められることがあります。

労働安全衛生法改正前は、時間外・休日労働時間が月100時間を超える労働者から申し出があった場合に面接指導の実施義務がありました。法改正後の2019年4月からは、月80時間を超える労働者から申し出があった場合に面接指導の実施が義務付けられています。

京都市教育委員会から今年の7月30日付けで、今年6月の時間外勤務が80時間を超える教職員がいる学校の健康管理医の先生方に、「継続して長時間勤務を行う教職員への面談指導実施について」という案内が届いたかと思えます。これは、6月・7月に連続して80時間を超える時間外勤務を行った教職員に対し、夏期休暇中（都合が付かない場合は夏期休暇明け）に面談（面接）指導を行ってください、というものです。

本来、長時間勤務者の面接指導は、2ヶ月連続でなくても本人の希望があれば実施されるべきものであり、また、6月、7月に限定するものではありませんが、少しでも指導の機会を増やそうと、夏期休暇の時期を狙って平成26年度から独自に行われているもので、令和5年度には16校、52名の面接指導が行われたとのことです。

結果的に7月には80時間以上の超勤がなかった（2ヶ月連続でなかった）、あるいは対象教職員が面接を希望しなかったなどの場合は、この案内が届いても面接指導の依頼がないケースもありますが、一方、初めてこの面接指導を依頼され、戸惑われた先生もおられるかもしれません。

厚生労働省によると、過労死との関連性が強いとされる時間外労働は1ヶ月あたり100時間以上、もしくは2～6ヶ月の平均が80時間以上であり、月45時間を超えれば超えるほど、過労死との関連性が高いと判断されます。

時間外勤務を減らすためには、そもそもの業務の削減や改善、業務委託、職員の増員、また一部の職員にばかり負担が多くかからないようにする体制など、多くの課題があると思います。学校医はなかなかそこまで踏み込めないかもしれませんが、面接指導の際には、医学的見地から、長時間の過重労働は疲労の蓄積をもたらす重要な要因であり、さらには脳血管疾患・心臓疾患・精神疾患と疫学的な関連が認められていることを、たとえ本人に負担感や自覚症状がなかったとしてもそのリスクについて説明し、また必要に応じて就業上の措置や専門医への受診、職場環境の改善などの意見を所定の用紙（お持ちでない場合は学校医会にお問い合わせください）に記録して校（園）長に提出していただきますよう、よろしく願いいたします。

第75回 指定都市学校保健協議会 学校医内科研修会に参加して

東山泉小中学校医 長 村 吉 朗

7月27日札幌市において開催されました第75回指定都市学校保健協議会の前日に開催されます学校医研修会の概要につき報告をいたします。

この研修会は政令指定都市の教育委員会主催で開催されます協議会の前日に、開催地の政令指定都市の医師会の主催で行われます学校医向けの研修会です。従って京都市での開催の時には京都市医師会が存在しないため、研修会の開催に非常に苦勞することとなります。前回2011年以来13年が経過し、次回の京都開催まで確定ではありませんがあと7年です。その前は京都府医師会と学校医会との間で研修会に関する認識が共有されず実施されていません。

さて研修会は札幌パークホテルにおいて内科・眼科・耳鼻科の研修会に続き特別講演があるという、5年ぶりに以前の形式で開催されました。近年政令指定都市の増加による過去の形式の継承が行われていないことと、新型コロナの蔓延による開催の中止や簡素化により内容の希薄化が感じられ、今後の会の継続に不安を感じていた中で久しぶりの内容となっていました。しかしながら参加者は以前の数にはほど遠い結果で、今後の継続が危ぶまれます。残念ながら眼科、耳鼻科の話は同時開催のため聞くことが出来なかったのは残念でした。他の報告をお読

み下さい。

内科研修会はKKR 札幌医療センター 第三小児科部長 竹崎 俊一郎 先生『食物アレルギー～早期介入と、教育現場・学校医との連携の必要性～』でした。KKR 札幌医療センターは北海道大学の関連病院で、前身は結核療養所であった中規模病院です。内容としては近年学校現場での対応が課題となっていると共に、時として事故の発生も報告されている食物アレルギーに関してで、北海道では食物アレルギーがこの10年で2倍を超えて増加しているようです。更に近年木の実類のアレルギーが増加しており、北海道では果物のアレルギーが1番となっているようです。対応としての原因物質の除去も食品表示に大豆などは表示の対象外である等全てが記載されている訳でなく、また外食やデリバリーの場合対象外であるなどルールに限界があります。以前から指摘されているようにIgE検査で全てが解決するわけではなく、詳細な問診が必要であり専門医の介入が必須です。更にその後の食物経口負荷試験には様々な困難が存在するため地域格差が存在します。今後の薬剤の開発と現場と専門医との連携が必要であるとの講演でした。

第75回指定都市学校保健協議会学校医研修会 学校医研修会に参加して

京都府耳鼻咽喉科専門医会参与 鈴 木 由 一

令和6年7月27日土曜日に札幌パークホテルにて開催され、耳鼻咽喉科は下記の次第で講演がありました。

司会：札幌市医師会 地域保健担当 國枝 学先生
座長：札幌市学校医協議会 学術部長 高木 攝夫先生
演題：「学校検診で見逃したくない小児の中耳疾患」

講師：社会医療法人母恋 天使病院 耳鼻咽喉科
主任科長 及川 敬太先生

まず、先天性真珠腫について定義、病因、診断、合併症についての話がありました。

滲出性中耳炎では小学校の耳鼻咽喉科検診ではもっとも多く発見される疾患である。治療は鼓膜切

開とチュービングであるが、副鼻腔炎やアデノイド増殖症にも注意し、これらがあれば同時に治療する必要がある。また、癒着性中耳炎についてはチュービングだけではなかなか治癒は望めず頻回の経過観察が必要であるとのことであった。そのほか潜行性中耳炎ではチュービング後鼓膜穿孔が残存する例も

あるが、鼓膜閉鎖術により予後は良好で鼓膜穿孔の残存を過度に恐れる必要はないとのことでした。

学校検診では疾患の早期発見が一番重要である。また、就学時健診よりも3歳児健診がより重要ではないかとのフロアーから質問がありました但し演者は全く同感ですと回答されました。

第75回指定都市学校保健協議会学校医研修会

「色の多様性＝心の色～カラーユニバーサルデザイン」

NPO 法人 北海道カラーユニバーサルデザイン機構

副理事長 栗田 正樹 氏

京都府眼科医会会長 柏 井 真理子

酷暑の京都から飛び出し涼しい札幌で開催された指定学校医学校医研修会で眼科研修会に参加させていただきました。

今回の研修は、少しユニークな演者による講演でした。ご自身が色覚異常の特性の方で（ご本人は決して異常という言葉は使われませんが）一度は大学進学で色覚の特性のため入学できなかった経験があるも、好きなデザインの道を諦めず現在はパソコン等を駆使して一流のデザイナーとして活躍されている立派な方です。それと共にカラーユニバーサルデザイン機構で当事者として社会での色バリエーションに尽力されており、その活動には力強いパワーを感じました。さらに講演中の「色覚の多様性 みんなちがってみんないい」は色覚以外の領域でも社会全体でヒトの多様性を尊重することの大切も力説されたことは素晴らしいと感じました。

さらに「色覚異常」のみのならず「色覚正常」と判定される者でも「色を感じる力」のバリエーションがあること、そして「科学的・客観的に自身の特性を知る、そしてリスクを最小限にする」ことを主張されました。

ここで特性を知るためには「色覚検査」は必要なことは自明の理です。周囲からもわかりにくい色覚

の特性を検査を受けることで、自分自身や周囲の者が正しく理解し、教育の場でも適切に対応することは大切ですので、私も大変共感しました。現在、京都市では関係者のご協力を得て希望者には各市立学校で色覚検査を受けることができ、またさらに適切な色覚相談事業も実施できていることをあらためて感謝した次第です。

ただ演者は医学用語として「色覚異常」は当事者の感覚として「上から目線」の言葉であり、カラーユニバーサル機構では絶対「色覚異常」の言葉を使わずC型（標準型）とP型・D型（少数派）という特別な呼称を主張されていました。

現在学校保健の領域では、学校医としてつまり医師としての活動であり、日本医学会、日本眼科学会で定められている医学用語「色覚異常」を使用しています。むしろその言葉で「上から目線」「差別感」を生じないような社会への啓発や理解が必要であるとあらためて感じた次第です。言葉のことはさておいて世の中が多様性を尊重し、皆が住みやすい社会づくりを推進されている姿勢には感銘を受けた講演でした。

第 5 回 常任理事会

令和 6 年 10 月 5 日 於 こどもみらい館 4 階

出席者 井本会長、安野専務理事、大久保・中嶋・西村・八田・守上各常任理事、平杉耳鼻咽喉科専門医会理事、林議長、長村・杉本監事

会長挨拶

<報告事項>

1. 京都市養護教育研究会との懇談会 9/7
於：ザ ロイヤルパークホテル京都三条 B 1 F
2. 令和 6 年度京都市学校保健会 第 2 回常務委員会 9/10 平杉先生
3. 色覚相談 9/17 2 名、10/1 1 名
4. ふれあい子ども相撲大会 9/28
於：京都市立大原野中学校 山内出務
(怪我人は 3 名のみ、頭部軽度打撲 2 名、肘打撲)
5. 川崎市立今井中学校の特発性側彎（そくわん）症の見落としについて
6. その他

<協議事項>

1. ツベルクリン反応検査の医師派遣について
2. 就学時健診の代診について
3. 総会について 令和 7 年 4 月 19 日（土）
4. その他
来年度の柏野小（北）と翔鸞小（上京）の統合について

<関連学会・各種協議>

1. 令和 6 年度子どもの健康週間行事
子育て支援シンポジウム 10/5
14:00～16:30 於：京あんしんこども館
2. 精神衛生研究会 10/10 14:00～
3. 令和 6 年度 一般社団法人京都府歯科医師会
会員大会 10/12 15:00～18:00
於：ウェスティン都ホテル京都 井本
4. 色覚相談 10/15 1 名
5. 令和 6 年度京都市学校保健会
健康教育シンポジウム 10/15
15:25～17:00
於：京都市総合教育センター 4 階
永松記念ホール
6. 第 53 回陸上記録会・第 44 回持久走記録会
10/26 9:00～16:00
於：たけびしスタジアム京都及び西京極補助競技場（2 会場で同時開催）
守上、奥村顧問
7. 第 6 回常任理事会 11/2
8. その他

